

## 特記仕様書

- 1 業務名 生活保護受給者年金調査申請業務
- 2 業務場所 上尾市役所本庁舎 生活支援課事務室  
(上尾市本町三丁目1番1号)
- 3 業務概要 生活保護受給者の年金の受給権(老齢、障害、遺族年金等)について調査を行い、受給権を有する場合は年金申請の代行を行う。
- 4 業務内容

### (1) 支援対象者

発注者が設置する上尾市福祉事務所(以下、「福祉事務所」という。)における生活保護受給者のうち、発注者が選定した者(以下、「支援対象者」という。)、約200人(※)。なお、支援対象者約200人のリストについては、令和8年5月中に発注者から受注者へ提供する。

※ 満60歳以上の者又は障害者手帳保持者

### (2) 支援対象者の調査及び支援

支援対象者について、令和8年5月から令和9年3月の期間に毎月、以下の調査及び支援を行う。なお、受注者は支援対象者のリストをとりまとめ、エクセルファイル等で調査記録を管理すること。

#### ア 支援対象者に対する年金受給権調査業務

- ・受注者は支援対象者を生活保護システムより確認(事前調査)し、年金受給の可能性のある者を発注者に報告する。なお、生活保護システムのID及びパスワードは発注者が指定したものを使用すること。報告を受けた発注者は委任状を支援対象者から徴取する。受注者は徴取した委任状を基に、年金事務所で老齢年金の受給権及び障害年金の受給権について詳細調査を行う。その際、不明な期間が判明した場合は、支援対象者から聞き取り調査を行う。  
また、必要に応じて障害年金の受給の可能性のある支援対象者については、医療機関への調査を行う。
- ・受注者は老齢年金等の合算対象期間(元配偶者の被扶養者期間・渡航期間・学生期間など)の調査を行う。

#### イ 支援対象者に対する年金申請代行等支援業務

- ・受注者は、受給権のある支援対象者に代わって、発注者又は支援対象者本人が取得した住民票の写しや医療機関からの診断書等必要書類を準備して年金申請を代行する。
- ・受注者は、年金番号通知書、年金証書、年金振込通知書等の再交付手続を支援対象者に代わって行う。

#### ウ 代行申請した成果測定（年金額・遡及額）等報告業務

- ・受注者は4（2）で作成したエクセルファイル等に以下の調査記録を入力し発注者に報告する。

##### 調査記録

{氏名・カナ・性別・生年月日・年齢・ケース番号・担当ケースワーカー・保護開始日・調査日・年金事務所からの回答日・回答結果・基礎年金番号・国民年金の納付状況・年金保険料の免除状況（全額免除・3／4免除・1／2免除・1／4免除）・厚生年金及び共済年金の加入状況・合算対象期間・年金受給権の有無}

### 5 完了報告

受注者は、毎月、月次報告書を提出し、発注者に業務履行の確認を受けるものとする。

### 6 支払方法

支払いは月払いとする。

月ごとの支払い額は、契約額を契約月数で等分した額とし、端数が出た場合は、初回支払い月で調整するものとする。

受注者は、発注者による業務履行の確認を受けた後、委託料の支払請求書を発注者に提出すること。

発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

### 7 その他

- ① 受注者は、支援業務の拠点となる事務所（以下「事務所」という。）を設置する。事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策を取るものとする。
- ② 支援業務は、原則として事務所、福祉事務所、年金事務所等及び支援対象者の居宅又は居所において行う。なお、これらの業務における交通手段及び費用（交通費含む）は、受注者が負担するものとする。
- ③ 発注者は、受注者の作業スペースとして、市役所内に相談室等を確保する。

- ④ 当該委託の業務を行う者（以下、「支援員」という。）は、受注者及び受注者の雇用する者とする。業務内容において、社会保険労務士法第2条に定めるとおり、社会保険労務士の有資格者（令和8年4月1日時点で社会保険労務士法第9条に定める試験に合格し、社会保険労務士法第14条の2第1項に定めるとおり、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録している者のことをいう。）のみが取り扱う業務については、社会保険労務士が行うこととし、それ以外の業務については、行政書士又は社会保険関連法規の手続きの実績を有する者が行うことを可能とする。なお、発注者が求めた場合は、行政書士等の資格を有することが確認できる書類を提示すること。
- ⑤ 発注者は、社会保険労務士が本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、年度途中であっても、受注者に対して当該社会保険労務士の変更を要求できるものとし、受注者は速やかにこれに従うものとする。
- また、履行期間中に、本業務に従事する社会保険労務士の変更があった場合には、直ちに変更した社会保険労務士の一覧及び社会保険労務士の資格を有することが確認できる書類を提出するものとする。
- 発注者は、本業務中における支援員や第三者の事故については一切責任を負わない。
- ⑥ 受注者は、業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ⑦ 仕様書、特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。なお、協議により仕様に変更が生じた場合は、変更契約を結ぶものとする。